

図記号の表示方法の原則

1 外形

1) 基準枠と呼び寸法

ガイドラインに示した図記号の外形は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、共通の基準枠($A \times A$)を用いて描いています。この A 寸法が図記号の“呼び寸法”です。同一の呼び寸法で拡大縮小すると、正方形・円形・三角形を同じ大きさに見えるように表示することができます。



2) カテゴリー5.~8.の外形

「安全」を表す正方形(カテゴリー5)や、JISとISOの規格(JIS S 0101, ISO/DIS3864)に基づく「禁止」を表す帯状の円及び斜め棒(カテゴリー6)、「注意」を表す帯状の三角形(カテゴリー7)、「指示」を表す円形(カテゴリー8)は、安全・禁止・注意・指示の意味を徹底するために、統一的に用いる必要があります。



「禁止」の帯状の円と斜め棒



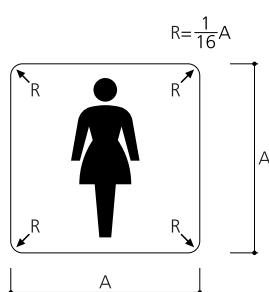
「注意」の帯状の三角形



「指示」の円形

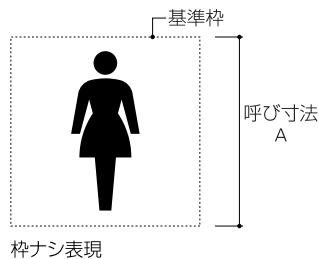
3) カテゴリー1.~4.の標準枠と枠の形

カテゴリー1.~4.の施設や設備等を表す図記号は、正方形の四隅に一辺の $1/16$ の半径によるRを付けた標準枠を用いて描いています。枠線の太さは特に規定していません。枠の形はこれに限りませんが、標準枠を用いると他の図記号との識別性や図記号そのものの視認性を確保しやすくなります。



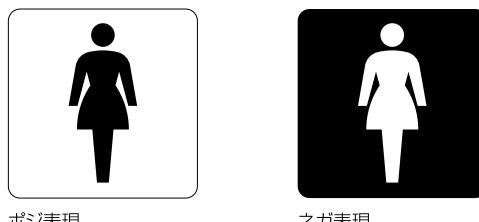
4) カテゴリー1.~4.の枠ナシ表現

カテゴリー1.~4.の施設や設備等を表す図記号は、背景に直接図形を描く表現(枠ナシ表現)にすることもできます。この場合も、基準枠をガイドとして呼び寸法で扱うとレイアウトがしやすくなります。



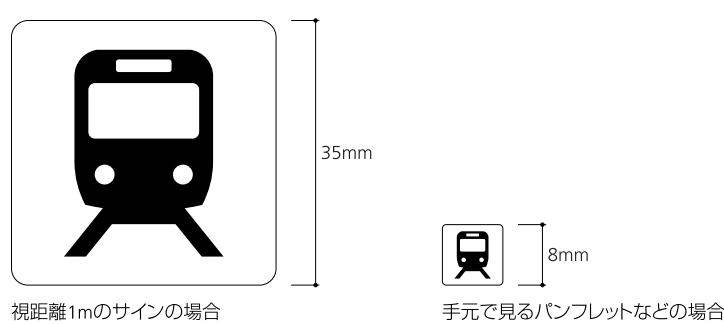
5) カテゴリー1.~4.のポジ表現とネガ表現

カテゴリー1.~4.の施設や設備等を表す図記号に枠を設定する場合、高明度色の地に低明度色の図形を表現(ポジ表現)することも、また低明度色の地に高明度色の図形を表現(ネガ表現)することもできます。



6) 最小寸法の規定

標準案内用図記号の最小寸法は、視距離1mのサインに用いる場合は35mm角、手元で見るパンフレットなどに用いる場合は8mm角としています。これより小さく表示すると、十分な視認性を確保できなくなる場合があります。



図記号の表示方法の原則

2 色彩

1) カテゴリー5.~8.の色彩

カテゴリー区分	色の意味	安全色	色見本・参考値
カテゴリー5. 安全			
 赤  赤	防火 緊急		 マンセル値：7.5R 4/15 PANTONE : 186C DIC : F101 日塗工 : Y07-40X
カテゴリー6. 禁止			
 赤	禁止		
カテゴリー7. 注意			 マンセル値：2.5Y 8/14 PANTONE : 123C DIC : F181 日塗工 : Y22-80V
カテゴリー5. 安全			
 緑 白	避難	緑	 マンセル値：10G 4/10 PANTONE : 335C DIC : F306 日塗工 : Y49-40T
カテゴリー8. 指示			
 青 白	指示	青	 マンセル値：2.5PB 3.5/10 PANTONE : 2945C DIC : N-890 日塗工 : Y72-40T
対比色		白	マンセル値：N9.5 日塗工 : YN-95
		黒	マンセル値：N1 日塗工 : YN-10

・DICはDICカラーガイド日本の伝統色第6版およびフランスの伝統色第3版、PANTONEはPANTONE Color Formula Guide Coated、日塗工は日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳1999年版による。
・色見本は近似色。

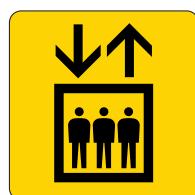
JISの安全色規格(JIS Z 9101,JIS Z 9103)に基づくカテゴリー5.~8.の安全・禁止・注意・指示を表す図記号の色彩は、対比色として用いる白および黒を含めて、統一的に使用する必要があります。

2) カテゴリー1.~4.の色彩

カテゴリー1.~4.の施設や設備等を表す図記号の色彩は、基本的に自由ですが、以下の点に留意する必要があります。

① JISの安全色を用いる

JISの安全色規格では1)で述べたほかに、「明示」の黄、「救護」の緑、「誘導」の青なども規定しています。下図のように安全色が規定している意味に図記号を用いる場合、その安全色を用いることができます。



出口へのエレベーターを
明示する黄



出口へのエスカレーターを
明示する黄



出口への階段を
明示する黄



救護の意味を伝える緑



駐車場の方向及び位置を示す青

JISの安全色規格に使用箇所が示されている例

②「身障者用設備」は青または黒

身障者用設備の図記号の色彩は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会発行の『国際シンボルマークの使用ガイドライン』に、「ブルーか黒地に白のマークまたはその逆」と示されています。



青ネガ表現



青ポジ表現



黒ネガ表現

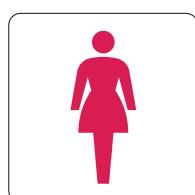


黒ポジ表現

図記号の表示方法の原則

③男女を識別する

わが国では、男子の図記号に寒色系の色彩が、また女子の図記号に暖色系の色彩が多く使われています。男女の識別性能を向上させるために、そのような慣例色を用いることは現実的な判断です。ただし「お手洗」全体を示す表示に、男女の識別色は必ずしも必要ではありません。また黒地に青は、十分な視認性を確保することが難しい配色です。



地色に色相対比をつける例

ボジ表現の図色に
色相対比をつける例

ネガ表現の図色に
色相対比をつける例

④十分な明度差をとる

■ 明度スケール

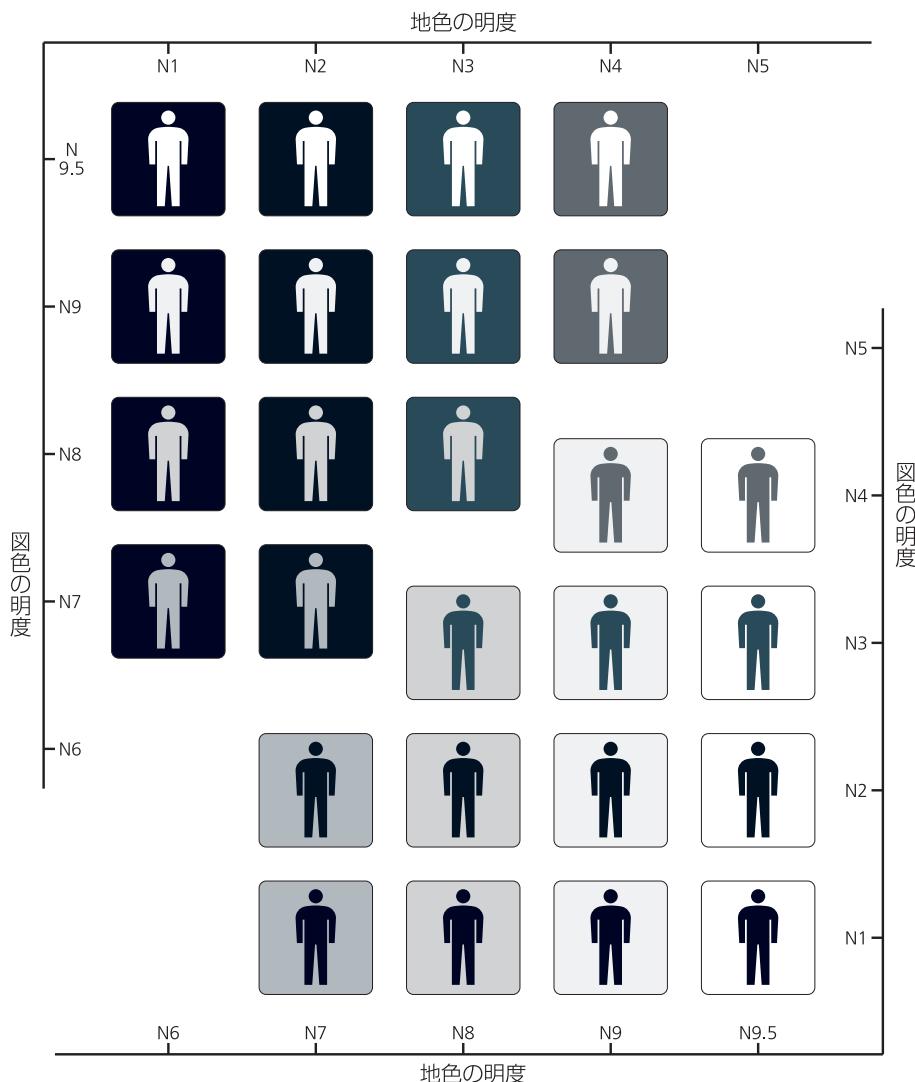


このスケールは近似色。正確にはMUNSELL NEUTRAL VALUE SCALEまたはJISの色彩に関する原規格、日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳などを参照のこと。

有彩色の
明度差の例

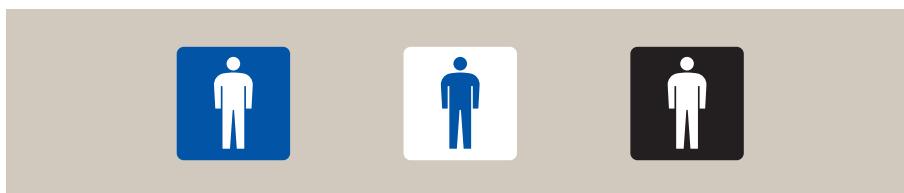


ポジ表現またはネガ表現の図色と地色(枠ナシ表現の場合は図形色と背景色)は、無彩色・有彩色を問わず、下図に示すように明度スケールで5段階以上の明度差が必要です。これより明度差が少ないと十分な視認性を確保することが難しくなります。



3) 図記号の背景色

図記号の図色と地色に十分な明度差がとれている場合、図記号の背景色には任意の色彩を用いることができます。枠ナシ表現では図形色と背景色に十分な明度差が必要なことは前述したとおりです。



③ 図記号の組み合わせ

1) エスカレーター

エスカレーターの図記号は、「上りエスカレーター」「下りエスカレーター」「上り下り共用のエスカレーター」「上り下り併設のエスカレーター」で下図のような使い分けを想定しています。



上りエスカレーター



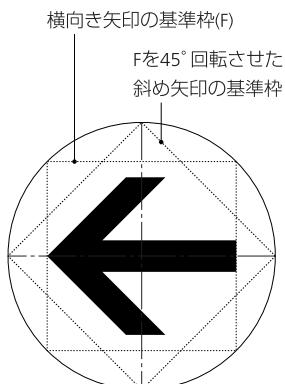
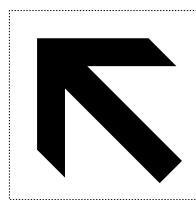
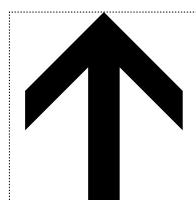
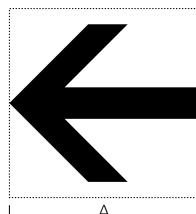
下りエスカレーター



上り下り共用のエスカレーター
上り下り併設のエスカレーター

2) 矢印と図記号の組み合わせ

矢印と図記号を組み合わせる場合、基本的には基準枠を同寸法にして組み合わせることを想定しています。また矢印と図記号の離れ寸法は、方向指示が明確になるように設定する必要があります。



「矢印」と「お手洗」の組み合わせの例

斜め矢印の基準枠のとりかた

3) 図記号と図記号の組み合わせ

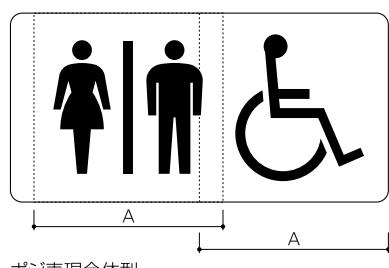
図記号と図記号を組み合わせる場合、基本的には基準枠を同寸法にして組み合わせることを想定しています。枠ナシ表現の場合や合体型とする場合の左右寸法は、全体的な図形のバランスがとれるように設定する必要があります。



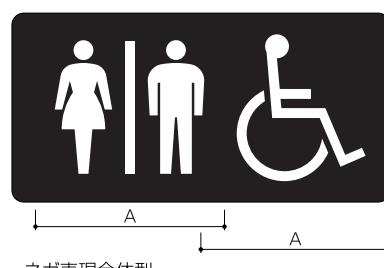
ポジ表現並置型



枠ナシ表現並置型



ポジ表現合体型

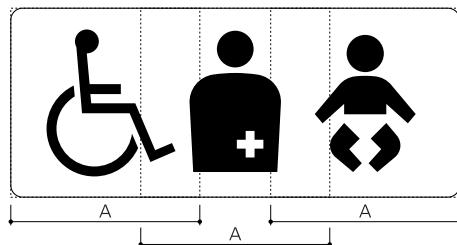


ネガ表現合体型

身障者用設備のある「お手洗」の組み合わせの例

4) 新たな図記号との組み合わせ

新たな図記号を作成して標準案内用図記号と組み合わせる場合、新たな図記号にも他と大きさのバランスがとれるような基準枠を設定して組み合わせると、レイアウトがしやすくなります。



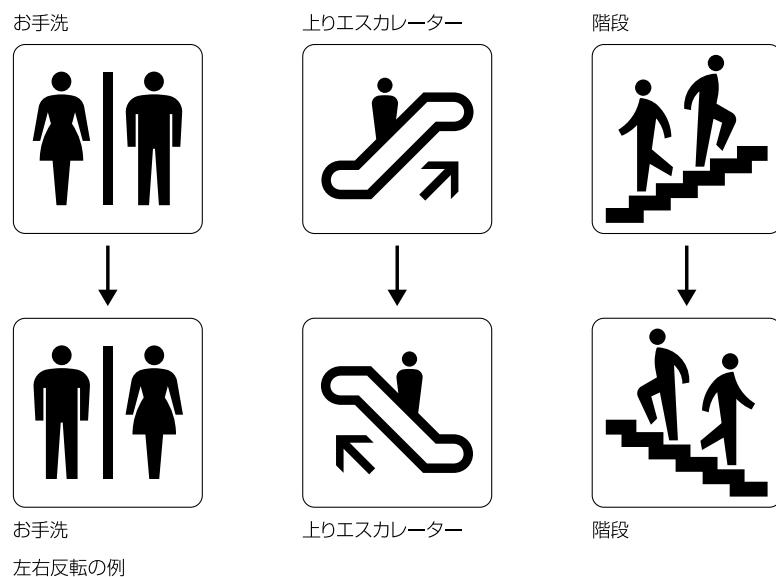
身体障害者・オストメイト・乳幼児用設備を備えた「多機能便所」の組み合わせの例

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）の図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団発行の『公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 平成13年8月』に掲載されているもので、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号には含まれていない。

4 図形の変更

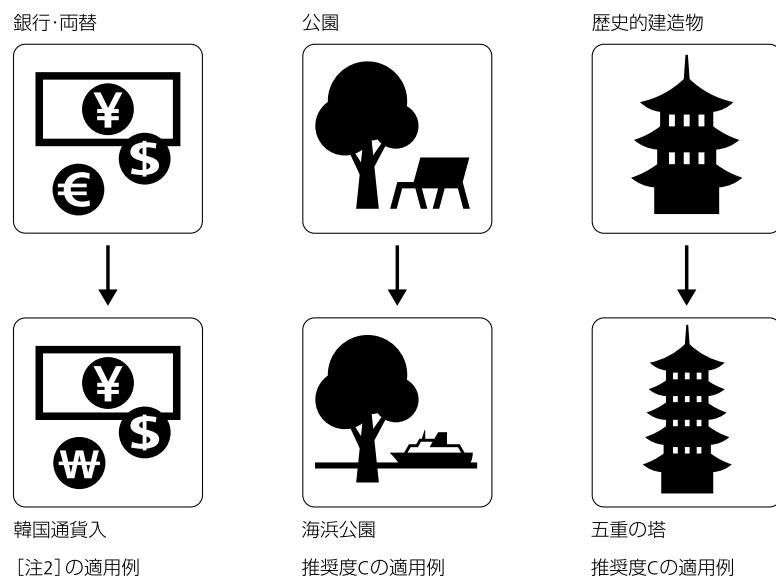
1) 左右の反転

図記号の向きが設備等の位置関係と矛盾する場合は、図形の左右を反転することができます。むやみに反転すると元の図形と異なった印象を与えて、直観的に理解しにくくなる場合もあります。



2) 図材の差し替え

ガイドラインでは、通貨記号差し替え可 [注2]、また推奨度Cの図形は変更可としています。図材を差し替える場合、案内用図記号全体のスタイルの統一感を崩さないように造形する必要があります。

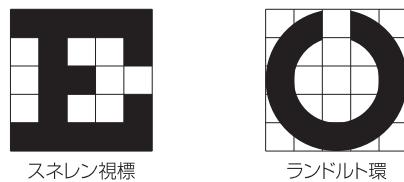


参考. サイン表示における最小寸法

■ガイドラインの「視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角とする」との記述は以下のISOの技術報告書(ISO/TR7239-1984)の指摘によっています。

[目の解像力の限界は、視力測定用のスネレンの“E”の文字の識別に基づく。文字“E”を確実に視認することができる正常の視角は5分で、1つひとつの画またはすき間は1分になる。すなわち視距離1mあたり0.3mmである。意味のある細部の線の最小幅はこれに安全係数1.5を掛けて計算する。]

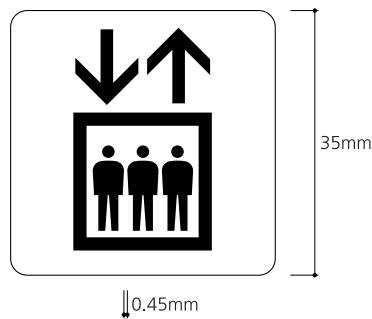
欧米で用いられているスネレン試視力表では、ランドルト環にかわって文字“E”を使います。この視標もランドルト環と同様に視角5分スリット幅1分でつくられています。両者を関連づけると、高さ7.5mmの文字“E”にあけられた幅1.5mmのスリットを5mの距離から見分けられる能力が、ランドルト環視力の1.0にあたります。



スネレン視標

ランドルト環

■検討委員会では、上記の指摘にしたがって視距離1mからの最小スリット幅を0.45mm以上確保することとしました。策定された125項目のうちスリット幅が最も小さいのは「エレベーター」の人物と人物の間のスリットで、基準枠を35mmとした場合、0.45mmになります。このため視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角とすることとしました。



■またガイドラインの「手元で見る地図類に用いる場合の最小寸法は8mm角」との記述は、その大きさで行われた視認性調査のデータを補正や採択の判断根拠としたことに基づいています。

